

平成17年11月7日

**犯罪被害者等基本計画案試案
その2 - 1
(第10回検討会用事務局案
に係る意見を踏まえた
事務局案その2 - 1)**

〔第4 支援等のための体制整備への取組〕
(基本法第11条・第21条・第22条関係)

内閣府犯罪被害者等施策推進室

重点課題に係る具体的施策

第4 支援等のための体制整備への取組

犯罪被害者等は、犯罪等により受けた被害を回復し、軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようになるために、様々な困難に立ち向かっていかなければならない。しかし、犯罪等により受けた身体的・精神的被害により、本来有している能力が阻害され、他者の支援を必要としている。犯罪被害者等が必要とする支援は、具体的な被害の状況・原因、犯罪被害者等が置かれている状況等によって極めて多岐にわたるが、そうした支援を、誰でも必要なときに必要な場所で受けられるようにするためには、支援のための十分な体制整備が必要である。

基本法は、第11条において「相談及び情報の提供等」、第21条において「調査研究の推進等」、第22条において「民間の団体に対する援助」に係る必要な施策を講ずることを求めている。

1. 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

[現状認識]

思いがけず被害に見舞われた犯罪被害者等は、被害直後から、保護、診療、葬儀、告訴、事情聴取等の捜査への協力、公判への証人等としての出廷、公判の傍聴、少年審判への出席、損害賠償の請求、民事訴訟の提起・遂行、犯罪被害者等給付金の申請、福祉制度の利用のための申請、各種保険制度の給付申請、被害者支援団体への支援の要請など、様々な場面に遭遇し、その都度、判断し、行動しなければならない。しかし、多くの犯罪被害者等は、経験や十分な知識があるべくもなく、直面している状況を十分に理解できず、行うべき判断やとるべき行動の指針も見つけられず、困惑するとの指摘がある。

「犯罪被害者実態調査報告書（犯罪被害実態調査研究会。平成15年）」によると、犯罪被害者等に対する援助に関して、「そばで話を聞いてくれること（とりあえずの相談相手）」を必要とした者の割合が最も高くなっている（79.4%の者が被害直後に必要とし、被害後数年が経過したアンケート調査時現在においても37.9%の者が必要としている。）。また、犯罪被害者等が提供を求める情報については、刑事手続に関する情報の提供を求める者の割合が高い（例えば、犯人の検挙情報や捜査の進み具合は、おおむね9割の者が情報提供を望んでいる。）が、「犯罪被

害給付制度について」、「援助を受けることができる組織、団体等の紹介」、「弁護士の選任方法や弁護士会の相談窓口」、「被害回復の方法」、「保険金の受け取り申請の手続」などについても5割を超える者が情報提供を望んでおり、様々な情報提供が求められていることがうかがわれる。

犯罪被害者等にとって、必要な情報が与えられることは、犯罪被害者等支援の基礎であり、むしろ、犯罪被害者等があえて求めずとも必要な情報が得られることが望ましいとの指摘もある。また、こうした相談・情報提供等の支援は、被害後の経過に応じ、病院への付添い、家事・育児の手伝い、カウンセリング等その他の直接的な支援と連動して行われるべき場合が少なくないと考えられる。

(上記 [現状認識] に対する小西構成員意見)

「現状認識」が警察が認知した事件の犯罪被害者を対象としたものになっている(司法の過程についての記述、また「犯罪被害者実態調査報告書」の対象は警察で認知した事件の被害者であることなど)ので、それ以外の犯罪被害者等についても記述して欲しい。

思いがけず被害に見舞われた犯罪被害者等は、被害直後から、保護、診療、葬儀、告訴、事情聴取等の捜査への協力、公判への証人等としての出廷、公判の傍聴、少年審判への出席、損害賠償の請求、民事訴訟の提起・遂行、犯罪被害者等給付金の申請、福祉制度の利用のための申請、各種保険制度の給付申請、被害者支援団体への支援の要請など、様々な場面に遭遇し、その都度、判断し、行動しなければならない。しかし、多くの犯罪被害者等は、経験や十分な知識があるべくもなく、直面している状況を十分に理解できず、行うべき判断やとるべき行動の指針も見つけられず困惑するとの指摘がある。また、性犯罪被害や家庭の中の暴力被害については、被害そのものを明らかに出来ず、相談や支援の要請の方法も分からないまま、困難な状況にある犯罪被害者等も存在する。また司法における二次被害等について、犯罪被害者等は、行うべき判断やとるべき行動の指針も見つけられず、相談や支援を受けることなく困惑する実情がある。

(上記意見に対する内閣府意見)

御指摘を踏まえ、下記のとおり、修正することとしたい。

思いがけず被害に見舞われた犯罪被害者等は、被害直後から、保護、診療、葬儀、告訴、事情聴取等の捜査への協力、公判への証人等としての出廷、公判の傍聴、少年審判への出席、損害賠償の請求、民事訴訟の提起・遂行、犯罪被害者等給付金の申請、福祉制度の利用のための申請、各種保険制度の給

付申請、被害者支援団体への支援の要請など、様々な場面に遭遇し、その都度、判断し、行動しなければならない。しかし、多くの犯罪被害者等は、経験や十分な知識があるべくもなく、直面している状況を十分に理解できず、行うべき判断やとるべき行動の指針も見つけられず、困惑するとの指摘がある。また、性犯罪や家庭の中の暴力に係る犯罪被害者等の中には、被害そのものを明らかにすることができないため、捜査機関等とのかかわりすら持たず、相談や支援を要請する方法も分からないまま、困難な状況に陥っている者も存在するとの指摘がある。

「犯罪被害者実態調査報告書（犯罪被害実態調査研究会。平成15年）」によると、犯罪被害者等に対する援助に関して、「そばで話を聞いてくれること（とりあえずの相談相手）」を必要とした者の割合が最も高くなっている（79.4%の者が被害直後に必要とし、被害後数年が経過したアンケート調査時現在においても37.9%の者が必要としている。）。また、犯罪被害者等が提供を求める情報については、刑事手続に関する情報の提供を求める者の割合が高い（例えば、犯人の検挙情報や捜査の進み具合は、おおむね9割の者が情報提供を望んでいる。）が、「犯罪被害給付制度について」、「援助を受けることができる組織、団体等の紹介」、「弁護士の選任方法や弁護士会の相談窓口」、「被害回復の方法」、「保険金の受け取り申請の手続」などについても5割を超える者が情報提供を望んでおり、様々な情報提供が求められていることがうかがわれる。

犯罪被害者等にとって、必要な情報が与えられることは、犯罪被害者等支援の基礎であり、むしろ、犯罪被害者等があえて求めずとも必要な情報が得られることが望ましいとの指摘もある。また、捜査・公判等の過程で発生する二次的被害については、相談や支援を求めることに特に困難があるとの指摘もある。また、さらに、こうした相談・情報提供等の支援は、被害後の経過に応じ、病院への付添い、家事・育児の手伝い、カウンセリング等その他の直接的な支援と連動して行われるべき場合が少なくないと考えられる。

[基本法が求める基本的施策]

基本法第11条は、国及び地方公共団体に対し、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするための施策として、

- ・ 犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応ずること
- ・ 必要な情報の提供及び助言を行うこと

- ・ 犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介すること
- ・ その他の必要な施策

を講ずることとしている。

[犯罪被害者等の要望に係る施策]

犯罪被害者団体等からは、

犯罪被害者等支援窓口の一本化

「日本司法支援センター」の相談窓口としての機能充実

犯罪被害者等支援に関する情報取得の利便性向上

犯罪被害者等に提供する情報の内容の充実

早期支援体制の確立

長期支援体制の確立

犯罪被害者等支援のコーディネーターや専門的チームの育成

その他相談及び情報提供等の充実

に関する種々の要望が寄せられている。

[今後講じていく施策] 以下の施策については、都道府県の取組の促進 途切れない支援体制 相談 情報提供 早期支援 継続的・長期的支援の順で並べ替えた。

(1) 地方公共団体に対する総合的対応窓口の設置等の要請等

ア 内閣府において、都道府県犯罪被害者等主管課室長会議を開催し、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に関する適切な情報提供等を行う総合的な対応窓口の設置等について要請する。【内閣府】

~~イ 内閣府において、都道府県犯罪被害者等主管課室長会議を開催し、地方公共団体の担当部局を把握するとともに、会議において、関係窓口一覧や基本計画等の広報を含めたパンフレットを作成し、上記(1)ア記載の会議において配布するなどの情報提供を行う。【内閣府】~~

(16)から移動したもの。

(2) 相談機関等リストの作成による総合的情報提供

内閣府において、都道府県別の相談機関等リストを作成し、インターネット等を通じて総合的な情報提供を行うことにつなげられるような事業を実施する。【内閣府】

(3) どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることができる体制作りのための検討及び施策の実施

各地域における犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の連携・協力を更に促進し、犯罪被害者等が、どの機関・団体等を起点としても必要な情報の提供、支援等を途切れることなく受けることのできる体

制作りが行われるようにするため、推進会議の下に、有識者並びに内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省からなる検討のための会を設置し、地域における関係諸機関・団体等の連携・協力の実情の把握等必要な調査を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【内閣府・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省】

(354) 犯罪被害者等支援のコーディネーター等の育成の在り方についての検討

~~犯罪被害者等が必要な情報の提供、支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りのための検討の会において、犯罪被害者等支援のコーディネーターや専門的チームの育成の在り方についても、各地域における犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の連携・協力の促進に関して設置する検討のための会において、どの関係機関・団体等を起点としても必要な情報提供、支援等を途切れることなく受けることができる体制作りと併せて検討する。~~【内閣府・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省】（再掲：第4、2.(7)）

(35)から移動したもの。

(45) 警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実

警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努めていくとともに、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等していく。【警察庁】

(56) 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進

警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、各都道府県警察・警察署レベルで設置している知事部局、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携が図られ、総合的な被害者支援が実施されるよう努めていく。【警察庁】

(67) 警察における相談体制の充実

警察において、全国統一の相談専用電話「9110番」や性犯罪相談、少年相談等の個別の相談窓口において、犯罪被害者等の住所地等にかかわらず、また、匿名であっても相談に応じるとともに、犯罪

被害者等の要望により、当該都道府県又は警察署の被害者支援連絡協議会等ネットワークに参画する機関・団体等の情報提供等や、他都道府県又は他警察署のネットワークの活用にも配慮していくほか、性犯罪相談窓口について女性警察官の配置に努めたり、精神的ケアを望む相談に対し、カウンセリング専門職員の電話によるカウンセリングを実施したり、精神科医や臨床心理士による専門的ケアが行える機関を紹介するなど、犯罪被害者等のニーズに応えられるよう努めていく。【警察庁】

(上記(67) に対する中島構成員意見)

(67) 警察における相談体制の充実

警察において、全国統一の相談専用電話「 9 1 1 0 番」や性犯罪相談、少年相談等の個別の相談窓口において、犯罪被害者等の住所地等にかかわらず、また、匿名であっても相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望により、当該都道府県又は警察署の被害者支援連絡協議会等ネットワークに参画する機関・団体等の情報提供等や、他都道府県又は他警察署のネットワークの活用にも配慮していくほか、性犯罪相談窓口について女性警察官の配置に努めたり、精神的ケアを望む相談に対し、カウンセリング専門職員の電話によるカウンセリングを実施したり、精神科医や臨床心理士等による専門的ケアが行える機関を紹介するなど、犯罪被害者等のニーズに応えられるよう努めていく。【警察庁】

(理由)

精神科医や臨床心理士以外の専門家（保健師、精神保健福祉士、児童福祉士等）も存在するので「等」で含みをもたせたほうがよいと思われる。

(上記意見に対する内閣府意見)

御指摘のとおり、修正することとしたい。

(268) 「指定被害者支援要員制度」の活用

警察において、指定された警察職員（指定被害者支援要員）が、事件発生直後から犯罪被害者に付き添い、必要な助言、指導、情報提供等を行ったり、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、関係機関又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介・引継ぎを実施するなどする「指定被害者支援要員制度」について、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交

通省の協力を得て、その積極的活用を図るとともに、それらの警察職員に対し、犯罪被害者等に対する支援に必要な知識等についての研修、教育等の充実に努める。【警察庁】 (26)から移動したもの。

(279) 「被害者連絡制度」等の改善

警察において、一定の犯罪被害者等に対し「被害者の手引」を配布・説明する制度及び「被害者連絡制度」の改善策について、犯罪被害者等の要望を踏まえた検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【警察庁】(再掲：第3、1.(13)イ)

(27)から移動したもの。

(10) 交通事故相談活動の促進

内閣府において、地域における交通事故相談活動を推進するとともに相談内容の多様化・複雑化に対処するため、当該活動に携わる交通事故相談所等の相談員に対して、研修等を通じてその資質の向上を図る。【内閣府】

(711) 警察における被害少年が相談しやすい環境の整備

警察において、少年サポートセンターや各警察署の少年係等、少年からの悩みごと、困りごとの相談を受け付けるための窓口が、関係機関への十分な引継ぎを含め、相談者の立場に立った対応をするよう努めていくとともに、「ヤング・テレホン・コーナー」等の名称での電話による相談窓口の設置や、フリーダイヤル、電子メールによる相談の導入等により、被害少年が相談しやすい環境の整備を図っていく。【警察庁】

(3812) ストーカー事案への適切な対応

警察において、ストーカー事案の担当者に対し、ストーカー規制法行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)の運用のみならず、被害者からの相談を受ける際に必要な能力を修得させることを含む専門教育を実施していくとともに、関係機関との連携を強化し、ストーカー事案への適切な対応に努める。【警察庁】

(38)から移動したもの。

(13) 検察庁の犯罪被害者等支援活動における福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実

法務省において、検察庁における犯罪被害者等支援活動に際し、刑事手続に関する専門的な法的知識、捜査・公判の実務経験に基づき、犯罪被害者等の立場を理解し適切に対応するとともに、福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実に努める。【法務省】

第9回検討会 法務省回答資料(p.11)より

(814) ~~地方~~ 検察庁における被害者支援員と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実

~~予~~ 法務省において、被害者支援員と犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、検察庁に相談窓口を求める犯罪被害者等に対し、被害者支援員等の連絡先等の一層分かりやすい提供や、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努め、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等していくことを含め、必要な情報が提供できるよう努めていく。【法務省】

~~イ 法務省において、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者が情報を入手する利便性の拡大に努めていく。【法務省】~~

(26)イに移動する。

(915) 「子どもの人権 110 番」及び「子どもの人権専門委員」の活用・充実

法務省において、法務局・地方法務局に設置されている専用相談電話「子どもの人権 110 番」及び「子どもの人権専門委員」の活用・充実を図っていく。【法務省】

(~~9~~16) 教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実

文部科学省において、学校で児童生徒が犯罪被害者となる重大事件が発生した場合に、当該児童生徒の相談等の窓口として学校が有効に機能することを支援するため、教育委員会が、警察署、児童相談所、保健所、弁護士会、医師会等の関係機関と連携・協力を充実・強化し、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努め、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等していくことを含め、当該児童生徒及びその保護者等への対応等を行うことを促進する。この場合において、加害者が教員・生徒等当該学校内部の者であった場合は、犯罪被害者となった児童生徒の状況にかんがみ、適切な者が相談等の窓口になるよう十分配慮する。【文部科学省】

(~~11~~17) 学校内における連携及び相談体制の充実

文部科学省において、犯罪等の被害を受けた児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学校で、学級担任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、

適切な対応ができるよう、必要に応じ、教員加配、スクールカウンセラーの配置をするなど学校内の相談体制の充実を図っていく。【文部科学省】

(~~18~~18) 学校における相談対応能力の向上等

文部科学省において、学校の教職員が犯罪等の被害を受けた児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等を通じ教職員の指導力の向上に努めるとともに、スクールカウンセラーや「子どもと親の相談員」の配置など教育相談体制の充実等に取り組んでいく。【文部科学省】(再掲：第4、2.(12)及び第5、1.(15)ア)

(~~19~~19) 相談及び情報提供のための教育委員会による取組の促進

文部科学省において、犯罪等の被害を受けた児童生徒を含む児童生徒に対し、教育委員会が、心理学、教育学等に関する知識を有する専門職員や臨床心理の専門家等を教育センターや教育相談所等に配置し、相談窓口を設けるとともに、少年サポートセンター、児童相談所、福祉事務所、保健所等の地域の関係機関についての情報を当該児童生徒及びその保護者に提供することを促進する。【文部科学省】

(~~20~~20) 各都道府県警察に対する犯罪被害者等への情報提供等の支援に関する指導・督励及び好事例の勧奨

警察庁において、情報提供を始めとする基本的な犯罪被害者等支援策が確実に実施されるよう、各都道府県警察を指導・督励するとともに、好事例を勧奨していく。【警察庁】 (28)から移動したもの。

(~~21~~21) 「被害者の手引」の内容の充実等

警察において、刑事手続の概要、犯罪被害者等に役立つ制度、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体の連絡先等を記載したパンフレット「被害者の手引」について、関係機関による被害者支援策の紹介を含め、その内容の充実、見直しを図りつつ、その確実な配布を更に徹底するとともに、それらの情報をウェブサイトにおいても紹介していく。【警察庁】 (24)から移動したもの。

(22) 犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知

損害賠償請求制度の概要その他犯罪被害者等の保護・支援のための制度について紹介した冊子・パンフレット等について、警察庁及び法務省において連携し、一層の内容の充実を図るとともに、十分な周知を行う。【警察庁・法務省】(再掲：第1、1.(6)ア)

(23) 刑事の手続等に関する情報提供の充実

ア 警察庁及び法務省において連携し、犯罪被害者等の意見・要望を踏

まえ、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等を分かりやすく解説したパンフレット等の内容を充実し、パンフレットの配布等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期の提供に努めていく。【警察庁・法務省】(再掲：第3、1.(12)ア)

イ 警察において、都道府県における外国人犯罪被害者等の多寡等の実情を踏まえて作成・配布している外国語版の「被害者の手引」について、今後とも適切に作成・配布されるよう努めていく。【警察庁】(再掲：第3、1.(12)ウ)

ウ 法務省において、犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等の保護と支援のための制度の更なる情報の提供を行うため、外国語によるパンフレットやホームページの作成等による情報の提供を行う。【法務省】(再掲：第3、1.(12)エ)

(2524) 民事の手続に関する情報提供の充実

法務省において、犯罪被害者等の損害賠償請求に係る民事訴訟手続に関する情報の提供につき、説明資料の作成を含め検討し、早期に結論を出し、必要な施策を実施する。【法務省】(再掲：第1、1.(6)イ)

(4425) 医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関における情報提供等の充実

ア 厚生労働省において、医療機関が犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等と連携・協力し、犯罪被害者等の支援等に関する情報提供を適切に行うことを促進する。【厚生労働省】 (14)アから移動したもの。

イ 厚生労働省において、精神保健福祉センター、保健所等が犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための諸制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等していくことを含め、犯罪被害者等の支援等に関する情報提供、相談等を適切に行うことを推進する。【厚生労働省】 (14)イから移動したもの。

(2926) 性犯罪被害者の情報入手の利便性の拡大

ア 警察において、現行の「性犯罪110番」の相談電話及び相談室の設置、これらの相談窓口に関する広報、性犯罪被害者用の「被害者の手引」の交付等に加え、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者が情報を入手する利便性の拡大に努めていく。【警察庁】

イ 法務省において、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者が情報を入手する利便性の拡大に努めていく。【法務省】

(8)イから移動したもの。

ウ 厚生労働省において、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者

が情報を入手する利便性の拡大に努めていく。【厚生労働省】

(14)ウから移動したもの。

(4527) 日本司法支援センターによる支援

ア 日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等のために、その支援に精通した弁護士の紹介なども含めた様々な情報を速やかに提供する。【法務省】(再掲：第1、1.(4)イ及び第3、1.(11)イ)

(15)アから移動したもの。

イ 日本司法支援センターの具体的な業務の在り方について、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を踏まえて準備作業を進める。【法務省】(再掲：第1、1.(4)ウ及び第3、1.(11)ウ) (15)イから移動したもの。

(上記(4527)イに対する小西構成員意見)

日本司法支援センターにおいて、性暴力被害者やDV、虐待被害者が、警察にかかわる前に、告訴や民事訴訟について相談したり、情報提供を受けたり、司法機関における二次被害について相談できる弁護士などを紹介することを明記して欲しい。

(4527) 日本司法支援センターによる支援

イ 日本司法支援センターの具体的な業務の在り方について、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を踏まえて準備作業を進める。

特に警察における犯罪被害者等の支援の対象とならない犯罪被害者等についての相談、情報提供、適切な弁護士の紹介についても検討をすすめる【法務省】(再掲：第1、1.(4)ウ及び第3、1.(11)ウ)

(上記意見に対する内閣府意見)

御指摘を踏まえ、法務省において、必要な検討がなされるものと認識しており、原案のとおりとしたい。

ウ 日本司法支援センターによる犯罪被害者等支援について、警察庁その他関係機関及び日本弁護士連合会等と十分にな連携するを図る。【法務省】(再掲：第1、1.(4)エ及び第3、1.(11)エ) (15)ウから移動したもの。

エ 日本司法支援センターの機能及び犯罪被害者等支援に関する具体的情報を十分に周知するさせる。【法務省】(再掲：第1、1.(4)オ及び第3、1.(11)オ)

オ 日本司法支援センターにおいて、国(捜査機関、裁判所を含む。)

地方公共団体（捜査機関を含む。）弁護士会、犯罪被害者支援団体等の種々の専門機関・団体と連携・協力してネットワークを構築し、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適の専門機関・団体や犯罪被害者等の支援に精通した弁護士を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。【法務省】（再掲：第4、3.(8)）

(37)から移動したもの。

(~~17~~28) 「NPOポータルサイト」による情報取得の利便性確保

内閣府において、特定非営利活動法人としての法人格を有する犯罪被害者等の援助を行う団体等の情報について、平成17年度に開設する予定の「NPOポータルサイト」での検索により取得可能とする。【内閣府】 (17)から移動したもの。

（上記(~~17~~28) に対する小西構成員意見）

内閣府における[NPOポータルサイト]において、ひろく支援団体、自助グループの紹介をしてほしい。(29)であげられている内閣府の作るグループだけでなく、既存の自助グループについても紹介してほしい。案においては警察による自助グループの紹介のみが明記されている。

(~~17~~28) 「NPOポータルサイト」による情報取得の利便性確保

内閣府において、特定非営利活動法人としての法人格を有する犯罪被害者等の援助を行う団体、**犯罪被害者の自助グループ**等の情報について、平成17年度に開設する予定の「NPOポータルサイト」での検索により取得可能とする。【内閣府】

（上記意見に対する内閣府意見）

構築しようとしている犯罪被害者団体等専用ポータルサイトは、既存の自助グループも含む犯罪被害者団体等が内閣府で当該サイトを運営していることを見つけ（当然ながら当該サイトの利用についての広報等は行っていく所存である）、当該サイトを利用したいという意思を表示していただければ、原則として、ご利用いただけるようにしたいと考えている。

その上で、なお自助グループが入っている旨を明確にする必要があれば、(29)について必要な修正を行いたい。

(~~18~~29) 犯罪被害者団体等専用ポータルサイトの開設

内閣府において、犯罪被害者等同士が出会うための情報の整理等を行い、各団体における活動等を紹介するため、新たに、犯罪被害者等の間のネットワーク作りを円滑に行えるような犯罪被害者団体等専用ポータルサイトを開設する。【内閣府】 (18)から移動したもの。

(1930) 自助グループの紹介等

警察において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を図りつつ、犯罪被害者等の要望を踏まえ、犯罪被害者等に対し、自助グループの紹介等を行っていく。【警察庁】 (19)から移動したもの。

(2031) 犯罪被害者等施策のホームページの充実

内閣府において、犯罪被害者等施策のホームページについて、関係法令の整備その他必要な情報の更新を行い、充実を図っていく。【内閣府】 (20)から移動したもの。

(2132) インターネット以外の媒体を用いた情報提供

犯罪被害者等に対して情報提供を行う際、各府省庁において、インターネット以外の媒体を用いて必要な情報が提供されることを通じて、インターネット等で情報を得ることができる者とそうでない者との間に不公平が生じないように配慮するとともに、積極的な情報提供に努める。【内閣府・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省】 (21)から移動したもの。

(3033) 犯罪の発生直後からの総合的・横断的な支援活動の展開

警察において、指定された警察職員が事件発生直後から犯罪被害者等に付き添うなどするとともに携帯電話等により当該犯罪被害者等からの相談等に対応する「指定被害者支援要員制度」の積極的運用、部内のカウンセラー等による相談・精神的ケアや部外の精神科医等への紹介、民間の犯罪被害者等早期援助団体が積極的に介入することを可能とするための当該団体への情報提供、及び生活・医療・裁判等多岐にわたる分野の関係機関・団体等による横断的な支援活動を実施するための被害者支援連絡協議会の活用等により、犯罪の発生直後から、被害の回復・軽減、再発防止等のための支援活動が総合的・横断的かつ充実して展開されるよう努める。【警察庁】~~(再掲：第4、2、(15))~~

(3134) 更生保護官署と保護司との協働による刑事裁判終了後の支援についての検討及び施策の実施

法務省において、更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、その被害に係る刑事裁判が終了した後の支援を行うことについて、犯罪被害者等の支援に適する保護司の配置も含め検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】

(3635) 刑事裁判終了後の支援における更生保護官署及び保護司並びに関係諸機関・団体等との連携・協力の在り方の検討

法務省において、更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪

被害者等に対し、その被害に係る刑事裁判が終了した後の支援を行うことについて、犯罪被害者等の支援に適する保護司の配置も含め検討する際に、地域社会における関係諸機関・団体等との連携・協力の在り方についても、併せて検討する。【法務省】

(~~33~~36) 犯罪等による被害を受けた児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進

文部科学省において、犯罪等による被害を受けた児童生徒が不登校になった場合、当該児童生徒に対し、教育委員会が設置する教育支援センター（適応指導教室）が行うカウンセリングや学習指導等による学校復帰等のための継続的な支援を促進する。【文部科学省】 (33) から移動したもの。

(~~34~~37) 犯罪等による被害を受けた児童生徒が問題を抱えるに至った場合における継続的支援の促進

文部科学省において、犯罪等による被害を受けた児童生徒が問題を抱えるに至った場合、当該児童生徒に対し、学校、教育委員会、警察署、児童相談所、保健所等の関係機関の実務担当者がサポートチームを形成するなど連携して継続的に行う対応を促進する。【文部科学省】 (34) から移動したもの。

(~~32~~38) 日本司法支援センターによる長期的支援

日本司法支援センターにおいて、被害を受けたときからの時間経過の長短を問わず、情報等の提供を通じた支援を行う。【法務省】 (32) から移動したもの。

(39) 海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供についての周知
外務省において、海外における邦人の犯罪被害者等に対し、在外公館（大使館、総領事館）で行っている現地における弁護士や通訳等に関する情報提供や、海外における邦人の犯罪被害者等からの要請に応じて行っている外国語の翻訳者等に関する情報提供について周知徹底させる。【外務省】

2. 調査研究の推進等（基本法第21条関係）

[現状認識]

犯罪被害者等に対する適切な支援のためには、犯罪被害者等の心理、置かれている状況を正確に理解することはもとより、犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する専門的知識・技能が求められる。しかるに、犯罪被害者等の支援に携わる者たちについて、熱意はあっても必要な知識・技能が不足し、適切な支援ができない場合がある

との指摘がある。 犯罪被害者等の支援に携わる者が共有し、修得すべき知識・技能に関する調査研究を進めることや諸外国における犯罪被害者等のための施策に関する情報を収集すること等が必要であり、そうした調査研究や情報収集等の成果を活用して人材の養成等を行っていく必要がある。

[基本法が求める基本的施策]

基本法第 2 1 条は、国及び地方公共団体に対し、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするための施策として、

- ・ 心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進
- ・ 国の内外の情報の収集、整理及び活用
- ・ 犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上
- ・ その他の必要な施策

を講ずることとしている。

[犯罪被害者等の要望に係る施策]

犯罪被害者団体等からは、

PTSDに関する調査研究及び専門家の養成

その他人材の養成等

犯罪被害実態等に関する調査研究の充実

犯罪被害者等支援に関する研究・教育・研修を行う国公立の「犯罪被害者総合支援センター」の設立

に関する種々の要望が寄せられている。

[今後講じていく施策] 以下の施策については、犯罪等により心身に受ける影響及び心身の健康を回復するための方法等に関する調査研究等 人材養成・資質の向上等の順で並べ替えた。

(1) 重症 PTSD 症例に関するデータ蓄積及び治療法等の研究

文部科学省において、平成 17 年度の科学技術振興調整費「重要課題解決型研究等の推進」プログラムにおける課題「犯罪・テロ防止に資する先端科学技術」の中で新規採択した「犯罪、行動異常、犯罪被害者の現象、原因と治療、予防の研究」における犯罪被害による重症 PTSD 症例に関するデータ蓄積及び治療法等の研究成果を得、犯罪被害者等支援の実践への活用を目指していく。【文部科学省】

(+02) 犯罪被害者等の状況把握等のための継続的調査の実施

内閣府において、警察庁、法務省及び厚生労働省並びに犯罪被害者団体等の協力を得て、犯罪被害類型別、被害者との関係別に、犯罪被害者等の置かれた状況や当該状況の経過等を把握するため、犯罪被害類型等ごとに、一定の周期で継続的な調査を行う。【内閣府】 (10) から移動したもの。

(113) 配偶者に該当しない交際相手などからの暴力に関する調査の実施

内閣府において、平成11年度以降実施している女性に対する暴力による被害の実態把握に関する調査において、平成17年度に、配偶者暴力防止法配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）における配偶者に該当しない交際相手などからの暴力についても、調査を実施する。【内閣府】 (11) から移動したもの。

(124) 警察庁における犯罪被害の実態等についての継続的調査研究

警察庁において、犯罪被害の実態等についての調査研究を継続的に実施し、警察の行う被害者支援の更なる充実に活かしていく。【警察庁】 (12) から移動したもの。

(135) 法務省における「犯罪被害実態調査」の調査方法に関する検討

法務省において、これまでに行った「犯罪被害実態調査」と同種の調査を継続的に実施する方向で検討するとともに、性的暴行被害等についてより一層精緻な数値を得られるよう調査方法の検討を早期に行い、その結果を同調査に反映する。【法務省】 (13) から移動したもの。

(6) 脳死及び臓器移植に関する犯罪被害者等への配慮

厚生労働省において、臓器提供者（交通事故被害者等を含む。）の家族に特有な心理的な問題等について、「脳死下での臓器提供事例に係る検証会議」の下に設置された「ドナー家族の心情把握等作業班」により、現状把握に努める。【厚生労働省】 第6(5)から移動したもの。

(27) 犯罪被害者等支援のコーディネーター等の育成の在り方についての検討

~~犯罪被害者等が必要な情報の提供、支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りのための検討の会において、犯罪被害者等支援のコーディネーターや専門的チームの育成の在り方についても、各地域における犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の連携・協力の促進に関して設置する検討のための会において、どの関係機関・団体等を起点としても必要な情報提供、支援等を途切れることなく受けることができる体制作りと併せて検討する。【内閣府・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省】(再掲：第4、1.(4))~~

(38) 警察における被害者支援に携わる職員等への研修の充実

警察において、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる犯罪被害者等支援に関する基礎的な研修、被害者支援担当部署に配置された職員に対する犯罪被害者等支援の実践的技能を修得させるための臨床心理士によるロールプレイ方式による演習等を含む専門的な研修、カウンセリング業務に従事する職員等に対する基礎的な教育及び実践的・専門的な教育等の充実を図っていく。【警察庁】

(49) 犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う警察職員の技能修得

警察において、犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う少年補導職員、少年相談専門職員について、講習・研修等により、カウンセリングの技法等必要な専門技術等を修得できるように努めるとともに、専門的能力を備えた者の配置に努めていく。【警察庁】

(10) 法務省における犯罪被害者等支援に関する職員研修の充実等

ア 法務省において、検察官に対し、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施し、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実を図っていく。【法務省】(再掲：第2、3.(1)エ及び第3、1.(18)) (5)から移動するとともに、第19条及び第18条に掲載しているものの書き振りに平仄を合わせたもの。

イ 法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する被害者支援の実務家等による講義、地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義・講演及び討議の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図る。㉟、~~職員~~の対応の改善を進める。【法務省】(再掲：第2、3.(1)イ) (6)から移動するとともに、第19条に掲載しているものの書き振りに平仄を合わせたもの。

~~(5) 検察官に対する研修の充実~~

~~法務省において、検察官に対する研修について、児童と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を行うなど、科目の内容について充実を図っていく。【法務省】~~ (10)アに吸収される。

~~(6) 被害者支援員に対する研修の充実~~

~~法務省において、被害者支援員を対象とする研修の内容について充~~

~~実を図っていく。【法務省】~~ (10)イに吸収される。

(11) 日本司法支援センターが蓄積した情報やノウハウの提供

日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等支援業務の実施を通じて日本司法支援センターが蓄積した情報やノウハウについて、研修や講習を通じて犯罪被害者等支援に携わる関係者に提供していく。【法務省】

第9回検討会 法務省回答資料(p.10)より

(812) 学校における相談対応能力の向上等

文部科学省において、学校の教職員が犯罪等の被害を受けた児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等を通じ教職員の指導力の向上に努めるとともに、スクールカウンセラーや「子どもと親の相談員」の配置など教育相談体制の充実等に取り組んでいく。【文部科学省】(再掲：第4、1.(18)及び第5、1.(15)ア)

(13) 臨床心理士による犯罪被害者等に対する支援活動についての調査研究の実施

文部科学省において、犯罪等による被害への精神的支援の重要性を踏まえ、財団法人日本臨床心理士資格認定協会に委嘱している「臨床心理士の資質向上に関する調査研究」において、犯罪被害者等に対する支援活動についての調査研究を実施する。【文部科学省】

第9回検討会 小西構成員意見に対する文部科学省回答より

(814) 虐待を受けた子どもの保護等に携わる者の研修の充実

厚生労働省において、児童虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所及び児童福祉施設等関係機関の職員、市町村職員及び保健機関等の職員の資質の向上等を図るための研修の充実を図っていく。【厚生労働省】

(915) 民間の団体の研修に対する支援

警察、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対し、それらの団体が実施するボランティア等の養成研修への講師の派遣等の支援に努めていく。【警察庁・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省】

3. 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）

[現状認識]

我が国における犯罪被害者等に対する支援に関する民間の団体の活動

については、昭和40年代にその嚆矢が見られ、平成になってから、全国的な展開が進んでいる。これらの民間の団体は、犯罪被害者等がいつでもどこでも支援が受けられる体制の整備に不可欠であるとともに、自らも犯罪被害者等である者や様々な経験・能力を持った者が参加することにより、犯罪被害者等が有する多様な事情に応じたきめ細かな対応を可能とするものである。こうした民間の団体は、善意の寄付や多くのボランティアに支えられが参加することにより、時間的余裕のある柔軟な対応や、懸命に活動しているが、そのほとんどが財政面、人材面等における困難を抱え、より多くの犯罪被害者等への対応を可能とするなどの利点が指摘されており、こうした民間の団体は、きめ細かい実際的な支援の担い手として不可欠な存在と評価されている。しかし、わが国の民間による犯罪被害者等に対する支援の現状については、犯罪被害者等の多様・多量のニーズに比べると、依然として質・量ともに大きく不足しており、大幅な拡充が必要であるとの指摘がある。

[基本法が求める基本的施策]

基本法第22条は、国及び地方公共団体に対し、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るための施策として、

- ・ 財政上及び税制上の措置
- ・ 情報の提供
- ・ その他の必要な施策

を講ずることとしている。

[犯罪被害者等の要望に係る施策]

犯罪被害者団体等からは、
民間の団体に対する財政的援助の充実
その他の必要な施策
に関する種々の要望が寄せられている。

[今後講じていく施策]

(1) 民間の団体に対する財政的支援の在り方の検討及び施策の実施

犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する国による財政的な援助を現状よりも手厚いものとする必要があることを前提に、被援助団体となる対象、援助されるべき事務の範囲、援助の経路や財源等の総合的な在り方を検討するため、推進会議の下に、有識者並びに内閣府、警察庁、総務省、法務省及び厚生労働省からなる検討のための会を設置し、必要な調査を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に

従った施策を実施する。【内閣府・警察庁・総務省・法務省・厚生労働省】

(2) 民間の団体への支援の充実

ア 警察及び厚生労働省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体への財政的支援の充実に努めるとともに、それらの団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の支援を行っていく。【警察庁・厚生労働省】

イ 法務省、文部科学省及び国土交通省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の支援を行っていく。【法務省・文部科学省・国土交通省】

第7回検討会における大久保構成員意見（「人的」支援を加えるべきである。）を踏まえ、御議論いただきたい。

(3) 民間の団体でボランティア活動を行う者の養成・研修及び身分保証の在り方についての検討

民間の団体でボランティア活動を行う者の養成及び研修の内容並びにそれらの者に対する身分保証の在り方について、各地域における犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の連携・協力の促進に関して設置する検討のための会において、どの関係機関・団体等を起点としても必要な情報提供、支援を途切れることなく受けることができる体制作りと併せて検討する。【内閣府・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省】

(44) 民間の団体等に関する広報等

内閣府及び警察庁において、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、政府広報等とも連携し、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動等について広報する。【内閣府・警察庁】(再掲：第5、1.(11)ア)

(45) 特定非営利活動促進法（NPO法）の適切な運用

内閣府において、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。NPO法）に基づく犯罪被害者等の援助を行う団体等を含む民間非営利団体からの法人格の取得申請に対し、同法の適切な運用に努める。【内閣府】

(56) 全国被害者支援ネットワークに対する協力

警察において、全国被害者支援ネットワークの運営及び活動に対し、協力していく。【警察庁】

(67) 警察における民間の団体との連携・協力の強化

警察において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を一層強化し、支援を行っていくとともに、生活・医療・裁判等多岐にわたる分野の関係機関・団体等による横断的な支援活動を実施するための被害者支援連絡協議会における相互の協力及び緊密な連携を図っていく。【警察庁】

(78) 日本司法支援センターによるネットワークの構築とコーディネーター機能の発揮

日本司法支援センターにおいて、国（捜査機関、裁判所を含む。）地方公共団体（捜査機関を含む。）弁護士会、犯罪被害者支援団体等の種々の専門機関・団体と連携・協力してネットワークを構築し、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適の専門機関・団体や犯罪被害者等の支援に精通した弁護士を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。【法務省】(再掲：第4、1.(27)オ)

**第10回検討会用事務局案（その2 - 1）
に係る小西構成員意見に対する内閣府意見**

(小西構成員意見)

第4 支援等のための体制整備への取組

2. 調査研究の推進等(基本法第21条関係)

(意見)

この部分に複数の研究が上げられているが、厚生労働省でも平成17年度からこころの健康科学研究事業において犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究が開始されており、犯罪被害者の医療にかかわる実態の調査、専門的治療の研究、地域における犯罪被害者の医療的支援モデルなどの研究が継続的に行われ、その成果が、今後実施を検討するPTSD専門研修などにも生かされる予定となっているところである。そのことは、他項でも触れられているのでここでそのことを記述して欲しい。

(1) 犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究

厚生労働省において平成17年度のこころの健康科学研究事業において犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究が新規採択された。犯罪被害者の精神健康についての実態とニーズの調査、医療場面における犯罪被害者の実態の調査、重度PTSDなど持続的な精神的後遺症を持つものの治療法の研究、地域における犯罪被害者に対する支援のモデルの研究などを行い、今後これらの研究成果を高度な犯罪被害者支援が行える専門家育成や地域での対応の向上に生かし、継続的に調査を行っていく。

(上記意見に対する内閣府意見)

特段の異論がなければ、以下のとおり、新たに(2)として追加することとしたい。

(2) 犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究

厚生労働省において、平成17年度の「こころの健康科学研究事業」で新規採択した犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究の中で、犯罪被害者の精神健康についての実態とニーズの調査、医療場面における犯罪被害者の実態の調査、重度PTSDなど持続的な精神的後遺症を持つものの治療法の研究、地域における犯罪被害者に対する支援のモデルの研究などを継続的に行い、その研究成果を得、高度な犯罪被害者等支援が行える専門家育成や地域での対応の向上に活用していく。【厚生労働省】

追加資料

第10回検討会用事務局案 その2 - 1 に対する意見

小西構成員資料

平成17年11月4日

第10回検討会用事務局案に係る意見を踏まえた事務局案その2 - 1に対する意見(2)

武蔵野大学 小西聖子

重点課題に係る具体的施策

第4 支援等のための体制整備への取組

2. 調査研究の推進等(基本法第21条関係)

[今後講じていく施策]

(意見)

この部分に複数の研究が上げられているが、厚生労働省でも平成17年度からこころの健康科学研究事業において犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究が開始されており、犯罪被害者の医療にかかわる実態の調査、専門的治療の研究、地域における犯罪被害者の医療的支援モデルなどの研究が継続的に行われ、その成果が、今後実施を検討するPTSD専門研修などにも生かされる予定となっているところである。そのことは、他項でも触れられているのでここでそのことを記述して欲しい。

(案)

(1) 犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究

厚生労働省において平成17年度のこころの健康科学研究事業において犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究が新規採択された。犯罪被害者の精神健康についての実態とニーズの調査、医療場面における犯罪被害者の実態の調査、重度PTSDなど持続的な精神的後遺症を持つものの治療法の研究、地域における犯罪被害者に対する支援のモデルの研究などを行い、今後これらの研究成果を、高度な犯罪被害者支援が行える専門家育成や地域での対応の向上に生かし、継続的に調査を行っていく。

以上